

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費負担の見直しに関する意見書

国は、平成29年度末に待機児童ゼロにする目標を掲げていたが、本年4月時点でも待機児童が多く、目標期限を3年先送りする方針を明らかにした。新方針では、2020年度末までに22万人分、2022年度末までに10万人分程度の受け皿を整備する予定だが、雇用逼迫や待遇の不十分さから、保育人材の確保は、喫緊の課題となっている。

こうした中で、国においては、保育士の退職金に資する制度である社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費負担の見直しが検討されている。この制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により職員の安定を図り、社会福祉事業の振興に寄与することを目的に、昭和36年度から、社会福祉施設職員等退職手当共済法により実施されているものである。仮に、保育所等への公費負担が廃止された場合、保育士の退職金に影響が出る可能性があり、待機児童の解消を目指した保育人材の確保が、さらに難しくなることが予想される。

国においては、保育所等への公費助成について、平成26年度の社会保障審議会福祉部会で見直しが検討されたが、平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度や、平成25年度から5年間の取り組みである待機児童解消加速化プランなどを踏まえ、公費助成のあり方についてさらに検討することとされている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における公費負担の見直しについては、保育士の待遇悪化を招かないよう、慎重に検討するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月21日

大 阪 府 茨 木 市 議 会